

新潟県水産海洋研究所飼育関連設備維持管理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、新潟県水産海洋研究所飼育関連設備の維持管理業務に関する仕様を定め、本業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度新潟県水産海洋研究所飼育関連設備維持管理業務委託

3 業務委託場所

新潟市西区五十嵐3の町13098番地8
新潟県水産海洋研究所

4 対象設備

新潟県水産海洋研究所の飼育関連設備

5 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

受託者は、本仕様書に基づいて次の点検業務を行うものとする。

(1)海水濾過・配水設備

- ①定期点検：別紙仕様明細書による。
- ②月点検：別紙仕様明細書による。

(2)給気装置

- ①定期点検：別紙仕様明細書による。

(3)沈殿槽

- ①定期点検：別紙仕様明細書による。
- ②月点検：別紙仕様明細書による。

(4)集中監視装置

- ①定期点検：別紙仕様明細書による。

7 受託者の責務

受託者は、本仕様書に基づいて新潟県水産海洋研究所（以下「県水海研」という）の飼育関連設備を適正に維持管理し、記載のない事項であっても県水海研と受託者が必要により協議して定めた業務はこれを遵守し、設備管理業務の遂行にあたらなければならない。

8 緊急時等の対応

- (1) 本業務に関連する緊急異常事態が発生した場合は、夜間・休日（年末・年始を含む）を問わず、県水海研の職員が通報してから1時間以内に県水海研に到着し、必要な措置を行うものとする。
- (2) 県水海研の当該点検整備業務以外の保守管理に係る点検時等において、飼育関連設備の保守等が必要となった場合、県水海研の求めに応じ、以下の対応を行うものとする。
 - ①年1回の電気点検時（3時間程度）の停電等に対応するための取水ポンプ等の操作
 - ②その他

9 業務計画書の提出

受託者は業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を作成し、県水海研に提出するものとする。

- (1) 業務実施方法(実施体制を含む)
- (2) 業務実施工程表（年間点検計画）
- (3) その他必要な事項

10 消耗部品等の負担区分

本業務に係る消耗部品等は原則として受託者の負担とする。

11 報告書の提出

受託者は、業務の実施を完了したときは、遅滞なく次の書類を県に2部提出しなければならない。

- (1) 定期点検整備報告書（各設備・装置ごとに記録し、実施状況の写真を添付）
- (2) 月点検記録表（各設備・装置ごとに記録する）
- (3) その他必要な事項

12 必要事項の充足

本仕様書は、設備機器の維持管理についての大綱を示すものであるから、仕様書に記載されていない事項であっても、常識的に必要と認められるものについては受託者においてこれを充足するものとする。

13 契約更新時の業務の引継

本委託の契約更新時において、契約更新後の受託者が契約更新前の受託者と異なる場合、契約更新前の受託者から契約更新後の受託者に対して十分な引継を行うものとする。

14 疑義に対する協議

業務の内容について疑義が生じた場合は、受託者は県水海研と協議する。